

平成23年

第2回市議会定例会 議案第9号

函館市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

函館市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

函館市企業立地の促進に関する条例（平成20年函館市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「において」を「および第3項において」に、「同項」を「同条第1項および第3項」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 市長は、災害その他の特別の事情があると認めるときは、市長が定める工業団地において、工場等の新設または増設を目的として土地の貸付けを受けようとする者に対し、当該土地を無償で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他の特別の事情があると認める場合に、市長が定める工業団地内の土地を無償で貸し付けることができることとするため